

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第32条の2-第32条の7）</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第32条の2-第32条の7）</u>
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則	附則
第1条～第31条 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)	第1条～第31条 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)
第32条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略 (7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。</u>	第32条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略 第32条の2～第32条の7 略 <u>第3章の3 林野火災の予防（林野火災に関する注意報）</u>
第32条の2～第32条の7 略	第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第32条各号に定める火の使用的制限に従うよう努めなければならない。 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用的制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限） 第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定める火の使用的制限の対象となる区域を指定することができる。
第33条～第64条の2 略 (指定催しに係る防火管理)	第33条～第64条の2 略 (指定催しに係る防火管理)
第64条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担	第64条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担

<p>当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第65条・第66条 略 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第67条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第67条の2～第75条 略 (罰則)</p> <p>第76条 次の各号の1に該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 第66条第13号又は第67条第2号の規定による届出を怠つた者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第77条 略</p>	<p>当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第65条・第66条 略 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第67条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p> <p>第67条の2～第75条 略 (罰則)</p> <p>第76条 次の各号の1に該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 第66条第13号又は第67条第1項第2号の規定による届出を怠つた者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第77条 略</p>
--	---